

3 か所目の児童相談所の開設に向けた検討状況について

本市 3 か所目の児童相談所の開設に向けた検討状況について、御報告いたします。

1 開設の目的

- (1) C O C O ・てらすの児童福祉センター内に設置する「京都市児童相談所」は、南区及び伏見区全域を除く地域を管轄しており、その管轄人口は約 1 0 0 万人と、概ね 5 0 万人以下とする国の参酌基準を大きく上回っている状況にある。
- (2) 一方、児童相談所には、依然として高い状況にある児童虐待通告への迅速な対応はもとより、児童福祉法や新しい社会的養育ビジョンにおいて、家庭養育優先への支援転換が求められている。
- (3) こうした状況を踏まえ、子どもの権利・ニーズを最優先に捉え、地域の支援団体や社会資源と連携し、これまで以上に家庭や地域での支援強化に軸足を置いた専門機関としての機能を果たしていくため、本市 3 か所目の児童相談所を開設する。

2 開設時期及び開設場所

設置場所の確保はもとより、予算、人員、ハード面等の課題も大きく、早期に新たな場所へ設置することは困難なため、まずは児童福祉センター組織の再編により、令和 9 年 4 月に、現在地の C O C O ・てらすの児童福祉センター内に設置する。

3 各児童相談所の管轄区域と名称

現行		開設後
【児童相談所】 北区、上京区、左京区、中京区、東山区、山科区、下京区、右京区及び西京区	↔	【(仮称) 北部児童相談所】 北区、上京区、左京区、東山区及び山科区
【第二児童相談所】 南区及び伏見区	➡	【(仮称) 南部児童相談所】 南区及び伏見区

4 3か所目の児童相談所の開設に併せた機能強化の方向性

第二児童福祉センターを含む「京都市児童福祉センター」組織内に、3か所目の児童相談所を置くことから、併せて次のような機能強化を図る。

(1) 総務機能等の強化

各所属の総務機能の重複を解消し、児童福祉センター総体としての総務機能の強化を図るとともに、3か所の児童相談所を束ねる中央児童相談所の統括機能を整え、各児童相談所に共通する法改正や実務課題への対応等、児童福祉法や社会的養育ビジョンを踏まえた組織運営力の強化を図る。

(2) 家庭養育優先への支援転換に向けた取組の強化

里親支援センターの新設、一時保護専用施設の開設等、市社会的養育推進計画に掲げる各種の取組施策の推進及び一時保護等の前段階からの家庭養育優先への支援転換に向けた取組を強力に推進する実施体制を構築する。

5 将来的な外部移転に向けた検討

- (1) 児童相談所の管轄区域については、国の参酌基準において、管轄人口以外に地理的条件や交通事情等も踏まえることになっているため、将来的には、COCO・てらす外に設置することが望ましい。
- (2) 一方、本市の児童相談所は、児童福祉センター発達相談所部門が担っている発達相談機能や診療機能（児童福祉センター診療所）と連携しつつ運営しているため、将来的な外部移転に際しては、予算、人員、ハード面等の課題に加え、移転する組織規模や必要となる専門職種の確保等も含めた慎重な検討が必要となる。
- (3) このため、上記4の機能強化に係る取組を進めつつ、引き続き、期限を設けずに将来的な外部移転に向けた検討を慎重に進めていく。

6 今後のスケジュール

令和8年11月 京都市児童福祉センター条例の改正議案 提案（11月市会）

令和9年 4月 児童福祉センター組織再編（3か所目の児童相談所の開設）